

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正の当面の運用について

平成 26 年 5 月

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正の当面の運用について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大していることから、当面の運用を定めました。

当面の運用

ブルドーザ(リッパ付ブルドーザを除く。)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く。)の運転 1 時間(日)当たりの損料に 105/100 を乗ずることとします。

補正方法

運転1時間(日)当たり

換算損料(補正後)={運転 1 時間(日)当たり損料×5/100}+{運転 1 時間(日)当り換算損料}

供用 1 日当たり

換算損料(補正後)={運転 1 時間(日)当たり損料×5/100×運転時間(日)}+{供用 1 日当り換算損料}

注 1)換算損料(補正後)は、四捨五入し、有効数字 3 桁とする。

注 2)ダンプトラックのタイヤ損耗費には補正を乗じない。

対象案件

本運用の対象となる案件は、次に掲げる事項を全て満たす工事等とします。

- 1 仙台市水道局が発注する工事等であること。
- 2 平成 26 年 5 月 1 日以降に当初契約を締結する工事等であること。

その他

5月1日以前に契約締結を行っているものでスライド条項に基づく基準日を5月1日以降に定める場合については、残工事のスライド額が本運用の対象となります。

 お問い合わせ 仙台市水道局給水部計画課技術管理係 電話:022-304-0031